

交渉結果説明書

件名	2014年賃金確定等要求書	
提案日	平成26年11月5日	
提案の概要	<p>・平成26年度千葉県人事委員会勧告に準じ、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いた給料表の引上げ、民間の支給割合に見合うよう勤勉手当の0.15月分引上げのため、第4回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。</p>	
交渉日	労使の別	主張の要旨
H26.11.5 H26.11.14 H26.11.20	当局側	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度の千葉県人事委員会の勧告に準じたい。 ・第4回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程したい。
	職員団体側	<ul style="list-style-type: none"> ・本市は今まで、千葉県人事委員会勧告に準拠してきた経緯から、すみやかに給料表を提示し、4月に遡り実施すること。 ・勤勉手当を0.15月引上げること。
交渉結果（合意内容）		
<ol style="list-style-type: none"> 1 平成26年度千葉県人事委員会の勧告を受け、平成26年4月1日に遡り給料表を改定するため、平成26年第4回定例会に「流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等」を上程する。 2 平成26年12月期の勤勉手当支給月数を0.675月から0.825月に引上げる。（年間期末・勤勉手当支給月数3.95月から4.10月） 3 平成27年度以降の期末・勤勉手当支給月数は、6月期末手当1.225月、6月勤勉手当0.75月、12月期末手当1.375月、12月勤勉手当0.75月とする。 4 給与改定の差額分及び勤勉手当の差額分は、12月25日に支給する。 		